

令和 7 年度 第 5 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 7 年 8 月 2 5 日 (月)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 7 年 8 月 2 5 日 午後 1 時 30 分 開 会			
	令和 7 年 8 月 2 5 日 午後 2 時 15 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議 事 録 署 名 委 員	7 番	平安山 良也	1 番	具志 俊仁

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 7 年度 第 5 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 8 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思います但異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、7番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、1番 具志 俊仁（ぐし としひと）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 利用権設定農地の合意解約について 報告3 農地法第3条の3の規定による届出について 報告4 公務災害補償加入について 報告5 全国農業新聞全国統一強調月間について 報告6 崎山区からの要望書に対する回答について 以上です。
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号 非農地証明願いについて 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第24号から第26号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが10件ございます。現地資料確認を行

	った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 50 分 再開 午後 2 時 01 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 7 ページにあります【別添】「3 条調査書」を踏まえ、農地法第 3 条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 3 番については、3 0 0 日以上従事する新規就農者で、令和 7 年 8 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、議案第 2 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ

	いて」整理番号５番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号５番については、１６０日以上従事する新規就農者で、令和７年８月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第２４号「農地法第３条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第２５号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第２５号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書　８ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第２条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	現況を見る限り原野であることに意義はないですが、Ｒ１に所有権移転がされているのは３条ではないですか？
事 務 局	はい、３条で親からの贈与となっています。
委 員	そうであれば本来、Ｒ１の時点で「３０年以上耕作放棄」は途切れて

	いると思います。畑として使うという申請なので、無理のある主張。本来、R1の時点で許可を出すべきでなかった。原野状態であったはずなので、本当に耕作の意思があるのか確認が必要だったと思います。今回はもう仕方ないと思いますが、今後3条申請の際にはもう少し対策を考えた方が良くないでしょうか。
事務局	分かりました。
委員	当時、農業をする意思はあったのでしょうか。
事務局	もともと親子で農業をしていたが、父親が亡くなり、しばらく本人も農業をしていたようだがもうできないということで、現在は離農している。
委員	これからは3条の際に注意していくということであれば、今回は仕方ないと思う。
事務局	いまは3条申請も現地確認をしていますし、これまでもやっていたと思いますが面接でも就農意思を確認していますので、今後も継続してやっていきたいと思っています。
議長	議案第25号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なし)
議長	議案第25号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番についてを説明いたします。 お手元の議案書9ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第26号「農地法5条の規定による許可申請」整理番号1番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。 以上です。

議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 7 年 8 月 15 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番、3 番を議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番、3 番についてを説明いたします。 お手元の議案書 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番、3 番の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。

		以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番、3番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番、3番について、令和7年8月15日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番、3番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番、3番については異議なしと認め、可決決定いたします。

